

北海道立図書館条例

昭和 26 年 4 月 1 日
条例第 20 号

改正 昭和 28 年 10 月 20 日条例第 123 号 昭和 39 年 4 月 1 日条例第 45 号

〔第 1 次改正〕〔北海道図書館条例等の一部を改正する条例第 1 条による改正〕
昭和 41 年 12 月 28 日条例第 61 号
〔第 2 次改正〕

北海道図書館条例をここに公布する。

北海道立図書館条例

〔北海道図書館条例〕を題名改正〔昭和 39 年条例 45 号〕

(設置)

第 1 条 道民の教育と文化の発展に寄与するため、北海道立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立図書館	江別市

(分館、閲覧所及び配本所等の設置)

第 3 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要な地に分館、閲覧所及び配本所等を設置することができる。

(公の資料等の提供)

第 4 条 知事及び委員会は、それぞれ発行する広報の用に供せられる刊行物その他の資料を 2 部図書館に提供するものとする。

(教育委員会規則への委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日及び適用の遡及)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 7 月 30 日から適用する。

(従前の図書館の移行)

2 この条例施行の際、現に存する行啓記念北海道庁立図書館は、第 1 条の規定により設置されたものとみなす。

附 則 (昭和 28 年 10 月 20 日条例第 123 号)

〔北海道図書館条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 4 月 1 日条例第 45 号)

〔北海道図書館条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 12 月 28 日条例第 61 号)

〔北海道立図書館条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(昭和 42 年 2 月教育委員会規則第 3 号で、同 42 年 4 月 1 日から施行)